

名義変更・墓所永代使用权の承継について

墓所名義人にご変更がある場合は、光明閣1階霊園管理事務所にて承ります。

名義変更が発生した場合（名義人様の死亡等）は必ず、変更手続きを行ってください。名義変更がなされずそのままになっている場合、必要な連絡やご案内、お手続きができない可能性があります。さらにどうしてもご連絡が取れない場合、やむを得ず使用权の消失に及ぶこともございます。

■名義変更に必要な書類

① 名義変更申請書／親族同意書（霊園管理事務所にございます）

名義変更申請書には、実印での捺印が必要です。

親族同意書には同意者の署名・捺印が必要です（同意者様は認印で構いません）。

親族同意者は、生前承継の場合は、現名義人様になります。現名義人様死亡による、承継の場合は親子兄弟、姉妹等の同意が必要です。

承継順位下位の方（長男がいるが次男が承継の場合や現名義人の妻が健在だが、お子様への承継をされる場合等）が承継される場合は、上位の方の同意を得てください。

例⇒（長男/長女→ご両親）、（次男/次女→長男/長女）

② 承継者の戸籍謄本（コピー可）

現名義人との関係が分かるものをご用意下さい。兄弟間での移行の場合など、複数枚必要な場合もござ兄弟間での承継の場合、ご両親のお名前でご親族関係を証明するため複数枚必要です。

③ 承継者の住民票（原本）

本籍地記載の住民票が必要です。

3か月以内に発行されたものをお持ち下さい。

④ 承継者の印鑑証明（原本）

3か月以内に発行されたものをお持ち下さい。

⑤ 墓所永代使用貸付証

紛失している場合は、別途再発行申請を行って頂きます。再発行手数料は**3,000円（税別）**です。

墓所永代使用貸付証再発行に伴う名義変更の場合、名義変更手数料と再発行手数料の合計で

6,000円（税別）の費用が必要になります。

⑥ 名義変更手数料

名義変更手数料は、**3,000円（税別）**となります。

名義変更代は、口座振替できません。振込及び現金でのお支払いになります。

⑦ 管理料口座振替依頼書（お申込者のみ：清掃代行口座振替依頼書）

※口座振替用紙は必ず霊園にお渡し下さい（金融機関では受付ができません）

名義変更の際には、新名義人様の口座で自動振替ができるようお手続きをお願いします。

自動振替をご利用でない方も、名義変更の際には納付書払いから口座振替へのご変更をお願いします。